

昭和三十二年二月二十八日(木曜日)午前十一時三十三分開会

出席者は左の通り。

校園雜誌

西川弥平治君
阿具根登君
近藤信一君

國務大臣
通商產業大臣
水田三喜男君
政府委員
通商產業省
松尾泰一郎君
事務局側
通商局長

○ 本日の会議に付した案件
○ 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件（内閣提出）
○ 輸出検査法案（内閣提出）
○ 参考人に關する件
○ 委員長（松澤兼人君） これより商工委員会を開会いたします。

○委員長(松澤兼人君)　たしからどうかと思ひますが、この動議を提出いたします。

○委員長(松澤兼人君)　ただいまの西川君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(松澤兼人君)　御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を省略いたしまして、本件の採決を行いたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君)　全会一致と認めたことは貴局の力の拳手を願います。

めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきまして

は、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それから、報告書には多数意見者の
署名を付することになつておりますから
、本件を承認することに賛成された
方は、順次御署名を願います。

多數意見者署名

西川弘平治
近藤信一
青柳秀夫

○委員長(松浦兼人君) 次に、輸出検査法案の内容の説明を聴取いたしました。
○政府委員(松尾泰一郎君) お手元に輸出検査法案要綱が参つておるかと思いますが、要綱につきまして簡単に御説明申します。
先般のこの輸出検査法案提案理由の説明で大要御了解願つておるかと思いますが、要綱につきまして簡単に御説明します前に、最近の概況を一言申し上げますと、御存じのように現行の輸出検査制度は、昭和二十三年の輸出品取締法によって、この輸出品の声価の向上及び品質の改善をはかるために行われて参つたのであります。現在のところ、検査品目は約二百品目になつております。昭和三十年度の全輸出金額の約五割が輸出検査品目になつておるわけでございます。したがってそのうちいわゆる輸出表示、または句表条件を定めて公示をし、検査自体は業者による自家検査をしております。品目が、今申しましたこの二百品目のうちの七十%を占めておるのであります。
この七十%がいわゆる現在の輸出検査制度の原則と申しますが、主要部分を占めておるのであります。例外として一部の品目、すなわち先ほど申し上げました二百品目のうちの三〇%に当るものが、政府機關または政府が

登録した民間検査機関の検査を受けなければ、輸出ができないという品目になつておるのであります。で、今度の法案の趣旨は、この現在原則になつておられます。自ら検査ができるだけしづりまして、これを特例としてのみ認め、現在例外的な扱いになつておりまするいわゆる強制検査を原則とするという

のが、今度の輸出検査法案の骨子でござります。

す第一は、目的でございますが、「輸出検査を行うことによつて、輸出品の声価の維持及び向上を図り、もつて輸

出貿易の健全な発達に寄与することを目的とすること。」これは現在の輸出品取締法と同じでありますので、特に

御説明申し上げる必要はないかとも思
いますので、省略いたします。

物」という。)について、その品質(包装条件を含む。以下同じ。)の検査基準を定めなければならないこととする。

こと」言いがえてみますと、指定貨物、要するに検査を受ける貨物は、政令でまず政府がきめまして、次に主務大臣が検査基準をそりぞれの品目につ

いてきめる。これは現在のところ、検査基準は告示できめる建前になつておりますが、今度は省令で検査基準を

定めると、いろいろなことがあります。
また、先ほども申しましたように、現行の輸出検査制度は、自家検査が建前

でありまする関係上、検査基準も等級の基準をきめるだけでありまするが、今度の法案におきましては、強制検査が原則でござりまするので、いわゆる各指定品目との最低基準をきめるところになるわけであります。

第三は、検査のいわゆる実体になる「指定貨物」は、その品質が定められた基準に適合しているかどうかについて政府機関又は主務大臣が指定した者（以下「指定検査機関」という。）の行う検査を受け、これに合格した旨の表示が附されたものでなければ、輸出することができないこととすること。なれば、輸出することができないことがあります。この検査を受けまして、それに合格したそのものでなければ輸出することができないということになります。これは今度の法案の最も重要な点でございます。なお、たとえばアメリカその他文明の比較的高度の地域で輸出する場合におきましては、一般的検査基準よりも高い検査基準を第二の検査基準のところにおきましても認めましては、その当該基準に適合していなければ輸出することができないことがあります。

それからその次の、「材料又は設計若しくは製造中の品質の検査を行わなければ指定貨物の検査を適確に行う検査」が、その材質ができないものについては、その材質ができないこととすること。」すなはち、これは最終段階の輸出検査の前のいわゆる事前検査でございまして、原材料なり、あるいは設計もしくは製造中のものの品質の検査を、事前に検査する必要のあるものについて、現行の整備を受けることができないといふことでござります。この点は、現行の輸出検査をいたしませんと、仕上った染色織物の検査だけでは、不十分であるわけではありません。また、船舶等につきましては、生地の段階におきまして、検査をいたしませんと、その設計から、またはその製造中の貨物の品質の検査をいたさなければなりません。でき上つてしまつた船を検査するということとは、事実上むずかしいところでありまして、いわゆる事前の検査をいたさなければならんということでありまして、しかしながらこれがあまりに乱用になるということになりますと、非常に業界にも迷惑をかけることになるわけでありまして、現在のところは、この材料検査をいたしますものとのいたしましては、先ほど例によげました染色スフ織物の原反を材料として考えておりますし、また、設計又は設計中の品質検査といふものについては、

つきましては、五百トン未満の船舶に於ける検査は、この二つを考慮して、それ以外のところは、以下のところを考える以外のわけであります。

第四は、表示でございますが、「政府機関又は指定検査機関は、検査合格した指定貨物若しくは包装又は材料にその検査に合格した旨その他必要事項を表示しなければならないこと」とすること。二、政府機関又は指定検査機関は、品質を識別するため、指貨物の品目、等級及びその基準が定められたときは、その指定貨物に等級表示を附さなければならぬこととすること」。これは別段御説明する必要はないかと思ひますが、現行法通りでござります。

第五は、検査の特例でござります。先ほどまで申しましたのは、いわゆる強制検査を原則とするという内容であつたわけであります。しかし、今日の自家検査品目を急に全部強制検査に改めることは、實際問題としていろいろの支障もござりまするので、若干の特例を設ける必要があるのではないかということで、特例を設けるといふ趣旨でござります。「指定貨物のうち特に政府機関又は指定検査機関の検査を必要としないと認められる一部の貨物については、定められた基準に適合している旨その他必要な表示が附されているときは、輸出することができる」ということで、現行法のいわゆる自家検査の規定をそのままにしておられますのは、厚生省関係の医薬品農林省関係の若干の農林水産物にな

こととしたいといふわけでござります。

それから五、「主務大臣は、指定検査機関が指定の際の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる」とすること。「大体現行法通りでござります。

六、主務大臣は、指定検査機関がこの法律に違反したとき又は認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行つたとき等の場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の停止を命ずることができることとする。」これも現行法通りでございます。

それから第八「輸出検査審議会」は「通商産業省に輸出検査審議会を設置し、関係各大臣の諮詢に応じ、輸出検査に関する重要な事項を調査審議させることとする。」これも現行法で輸出検査審議会設置に関する政令が別にござりまするのを法体系としてこの検査法案の中に移しかえただけでござります。

それから第九、「適用範囲」でござりますが、「本邦にあるアメリカ合衆国軍隊の海軍販売所、ピーエックス等に納入する指定貨物のうち、必要と認められるものについては、この法律の規定を適用することとすること。」これらだけが、この指定貨物になつておる現状通りでござります。現在はカメラだけが、この指定貨物になつておるのであります。

ちょっとお手元に附付されておりま

する資料と、別の資料で若干申し上げておりますが、お手元の資料の第八の「輪

出検査員の登録」でござりますが、これは現行法にない新しい規定でござります。

「主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項を登録することとすること。」以上のように、非常にこの輸出検査を厳重にし、また、指定検査機関に対する監督も強化いたしますのであります。他方この輸出検査員も権威をもつて、自信を持つてこの検査ができますように、まあいわば検査員のティグニティ、あるいは品質の向上といふような趣旨をもらまして、今回新たに検査員の登録簿を備え、いわば登録制を採用したいというわけでござります。

それから第九の、「罰則の適用」でございますが、「輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用について、公務員が公正な検査をしますように、公務に従事する職員とみなしまして、職員の收賄罪、あるいは文書偽造罪といふようなものにつきまして厳重に取り締まる必要から、こういう公務に従事する職員とみなす規定を新しく入れようとするものであります。」

それから第十の、「輸出検査審議会」は先ほど申し上げた通りであります。簡単でございますが、以上で説明を終ります。

【速記中止】

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

て。

最後の第十二の「その他」でございま

すが、「報告の微収、立入検査、聴

聞異議の申立等の規定を設けること

とすること。」これも大体現行法通りでございますが、この中の聴聞のこと

とすると、

昭和三十二年二月二十八日 [参議院]

て、これは先ほど申しました指定検査機関に対する監督に当りまして、第七の四のこの検査機関の役員または検査員を解任をすることができるというこの規定を、前に御説明申し上げたの

であります。が、その解任等の場合に当りまして、この事案の公正な決定、審査に資するために聴聞会を開き、彼らの意見を十分聞く機会を与える意味におきまして、聴聞の規定をおいたのでござります。

大体簡単でござりますが、法案の要綱はその程度でござります。

なお、この輸出検査法案の方をちょうどこちらを願いたいのでございま

すが、二十九ページに附則、その次に施行期日と書いてございます。第一条に「この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内に政令で定め切りかえる等の必要上、九ヶ月程度の期間が必要ではなからうかといふことで、こういう規定を設けることにいたしました。

それから第十の、「輸出検査審議会」をとめて。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記

ます。

ざいませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 私はこの際水田通産大臣に対して中共貿易、特にココム禁輸を中心とする輸出の問題について、そ

いたいと思いますので、来週の火曜日あたりに願えればけつこんだと思いま

す。

○近藤信一君 新聞を見ておつても、何か器具の関係でもう寝ておるうちけつ飛ばすか何かしてはすれど、よく中毒を起して死んでおるんです。

ですから技術関係からその機械の取り扱い方何かに対するあれが徹底しておるかどうか、それからどういうところに不備があつてああいうような現象が起るか、こういうようなことも一応知るために、そういう技術屋といふのを計らいを願います。

○委員長(松澤兼人君) 承知しました。

○豊田雅幸君 最近ガス中毒が非常

に多い事実にかんがみまして、関係當任者等に出てもらいまして、これが原

因及び対策等につきまして質問をした

いと存じますが、その点お取り計らいを願いたいと思います。

○委員長(松澤兼人君) 了承いたしま

局さらにガス協会、東京ガス会社の責

任者等に出てもらいまして、これが原

因及び対策等につきまして質問をした

いと存じますが、その点お取り計らいを願いたいと思います。

○委員長(松澤兼人君) 了承いたしま

した。ただいま豊田君から発言がございました参考人を呼ぶといたします

と、手続もしなければなりません。具

体的なお名前をおつしやつていただけますか。

○豊田雅幸君 ガス協会の会長と東京

ガスの社長おそらく同一の人じやない

まですか。

いました参考人を呼ぶといたします

ね。

○豊田雅幸君 この点につきまして

は、警視庁への程度報告が来ておる

のか、それからまた、現場の中毒の実

情などもあわせ聞く必要があるうと思

いますので、警視庁当局も一つ出ても

らうたいと思います。

○委員長(松澤兼人君) そういたしま

すと、ただいまお話をありました東京

ガスの社長、それからガス協会の会

長、それから技術者、警視庁の当局、

大体こういうところがお話を出ておる

ところです。

○委員長(松澤兼人君) 当然ですが、公益事業

局……。

○近藤信一君 技術者でも、これはも

う器具の方の技術者を呼んでいただかなければ……。

○委員長(松澤兼人君) ここちよつ

と名前を申し上げて決定するというこ

とも困難かもわかりません。で目取り

ります。

うに取り計らいます。なお日はどうで

しょう。

